

## 〔事案 25-129〕 慰謝料請求

・平成 25 年 11 月 27 日 不受理決定

### <事案の概要>

平成 20 年 3 月、申立人の兄を契約者・被保険者・年金受取人として証券会社を窓口に変額個人年金保険を契約した。そして、年金開始日以後である平成 23 年 10 月に兄が亡くなったため、以下の理由により、死亡給付金受取人である申立人に死亡一時金を支払うことを求めて申立てのあったもの。

(1) 本契約の一時払保険料の原資は、申立人を含む、兄の親族が用意した資金である。

(2) 証券会社職員（募集人）から、兄の死後は兄の相続人の何らの行為もなくして、申立人に死亡一時金相当額が支払われる、との説明を受けた。

### <不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 2 号、6 号、9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

(1) 申立内容を法的に整理すると、本契約は「年金開始日以後であっても、被保険者（兄）が死亡した際には、死亡給付金受取人に対して死亡一時金相当額が支払われる」との内容で成立したとして、そのとおりの支払いを求めているものと判断する。

(2) 本契約の約款には以下のとおり定められており、死亡給付金受取人にすぎない申立人は、そもそも生命保険契約等契約上の権利を有しないと認められる。

① 被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中に死亡したときには、年金受取人に対して死亡一時金が支払われる。

② 年金受取人が被保険者である場合には、死亡一時金は被保険者の死亡時の法定相続人に支払われる。

(3) 上記 (2) 記載のとおり、約款上の死亡一時金の受取人は被保険者の法定相続人であることから、同法定相続人が重大な利害関係を有しているが、本申立は法定相続人全員によるものではなく、裁判外紛争解決機関である当審査会では、当事者の手続的保障を十分に図ることが困難である。

(4) 仮に、本契約が上記 (1) 記載の内容、すなわち約款の記載とは異なる内容で成立したことを主張するとしても、本契約は契約者である申立人の兄と保険会社との間で成立したものであり、約款と異なる内容とする合意があったか否かは、契約者および保険会社について判断されるべきものであるが、契約者は既に亡くなっており、当審査会において、その事実・認識を確認することは困難である。